

参考配布

平成 28 年 7 月 29 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

(直通電話) 03(3502)5227

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

## 及び労働者派遣事業改善命令

標記について、北海道労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、北海道労働局が配布した資料です。



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表  
平成 28 年 7 月 29 日

【照会先】

北海道労働局職業安定部需給調整事業課  
課長 山谷 秀治 (内線 3661)  
課長補佐 杉本 真一 (内線 3661)  
(代表電話) (011)709-2311

【北海道初】無許可の労働者派遣事業主に対する行政処分

常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、無許可で労働者派遣事業を行っていた特定労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び改善命令について

北海道労働局（局長：田中 敏章）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けずに、常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、労働者派遣事業を行っていた特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第 6 条第 5 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分特定派遣元事業主

名 称	株式会社アベールジャパン（代表取締役 市原 敏雄）
所 在 地	北海道札幌市中央区大通西 4 丁目 6 番地 1 札幌大通西 4 ビル 10 階
届出に関する事項	届出受理番号 特 01-010254 届出受理年月日 平成 16 年 1 月 1 日

## 第2 処分の内容

- 1 労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令  
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)
- 2 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

## 第3 処分理由

株式会社アベールジャパンは、北海道札幌市中央区大通西4丁目6番地1に本店を置き、厚生労働大臣に平成16年1月1日届出(特01-010254)により、同日から常時雇用される労働者のみを派遣することができる特定労働者派遣事業を営む事業主であるが、平成26年5月7日から平成27年12月25日までの間、厚生労働大臣の許可なく、複数の派遣先に対して、常時雇用される労働者以外の労働者を少なくとも2,271人日派遣し、労働者派遣の役務の提供を行ったものである。

このことは、労働者派遣法第5条第1項に違反する。

## 第4 労働者派遣事業停止命令の内容

- 1 株式会社アベールジャパン北海道支社について、平成28年7月30日から同年8月29日までの間、労働者派遣事業を停止すること。
- 2 株式会社アベールジャパン及び同東京支社、東北、盛岡、大阪、福岡、横浜、北関東、長崎各支店、千葉営業所について、平成28年7月30日から同年8月12日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

## 第5 労働者派遣事業改善命令の内容

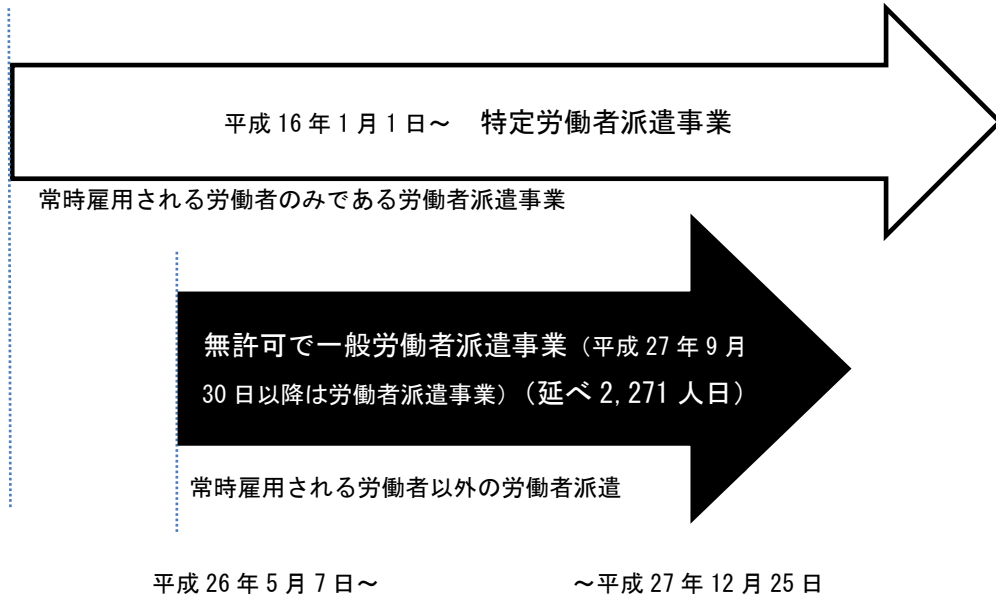
- 1 労働者派遣事業及び請負事業の全てを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- 労働者派遣法第5条第1項

- 2 上記「処分理由」にかかる労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

## 事案の概要図（株式会社アベールジャパン北海道支社）



平成16年1月1日届出受理  
(特01-010254)

## 参 考

### 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、当該派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

なお、平成27年9月30日より施行された労働者派遣法改正法により、許可制である一般労働者派遣事業と届出制である特定労働者派遣事業の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制としたが、平成27年9月29日以前に届出をした特定労働者派遣事業主は、平成30年9月29日までは派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。

## 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

### 「一般労働者派遣事業」

特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば、派遣労働を希望する労働者を事前に登録し、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をする、いわゆる登録型の労働者派遣事業がこれに該当する。一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

### 「特定労働者派遣事業」

常時雇用される労働者のみを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいう。特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に届出をしなければならない。

## ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

### (労働者派遣事業の許可)

第 5 条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

### (改善命令等)

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 及び第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）(抄)

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

附則第6条 この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して3年を経過する日までの間（当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第13条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項後段及び第2項から第4項まで、第13条第2項、第14条並びに第54条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第11条第1項中「第5条第2項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）第1条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「平成27年改正前法」という。）第16条第1項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第26条第3項中「第5条第1項の許可を受けている」とあるのは「平成27年改正前法第16条第1項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替は、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。